TAINS

SERIES TAINS解体新書

所得税の実質所得者課税の 原則について



Tax Accountant Information Network System

はじめに

所得税法12条は、「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。」としています。

今回は、この実質所得者課税の原則 に関する判決・裁決をご紹介します。

I. 不動産所得の帰属/親子 間の土地使用貸借契約の 有効性

令3.4.22大阪地裁 (却下・認容、控訴) Z888-2363

<事案の概要>

本件は、甲(原告)の子らの名義で 賃貸された土地の賃料に係る収益が土 地所有者である甲に帰属するとして、 所轄税務署長が甲に対し平成26年分の 所得税等の増額更正処分及び過少申告 加算税の賦課決定処分等を行った事案 です。

甲は多数の不動産を所有し、賃料収入等を得ていました。平成26年1月、甲と乙(甲の長男)との間でP等土地について、甲と丙(甲の長女)との間でR土地についてそれぞれ使用貸借契約を締結しました。また、甲は乙と丙との間で、P等土地上に敷設されたアスファルト舗装・車止め・フェンス又はR土地上に敷設されたアスファルト舗装を贈与する旨の贈与契約をそれぞれ締結しています。

使用貸借契約書には、これら土地を、平成26年2月1日から10年間、各年の固定資産税等の合計額相当額を12で除した金額を月額の賃料として、乙又は丙に賃貸し、乙又は丙は、甲の承諾によりそれぞれの土地を転貸又は使用借権譲渡を行うことができる旨が記載されていて、甲及び乙又は丙の署名・押印があります。

また、贈与契約書には、贈与物件で ある舗装等上において営む「駐車場賃 貸借契約」について、乙又は丙がその 地位を引き継ぐこととし、甲は、「当該賃借人各人からの預り保証金全額」を乙又は丙に現金で引き渡した旨の記載がされており、甲と乙又は丙の署名・押印がされていて、乙又は丙は、贈与契約の後、贈与税の申告をしています。

被告である国は、一連の取引又は行為が、乙から相続対策の相談を受けていた税理士法人Cが企図したもので、甲は、使用貸借契約書の具体的な内容を知らされないままC法人が作成した使用貸借契約書のひな型への署名・押印を求められ、その記載内容を一切確認せずに言われるがままこれに応じたことが強く推認されるとして、これら使用貸借契約書は真正に成立したものと認められないなどと主張していました。

<大阪地裁の判断>

(1)各使用貸借契約書の真正な成立の有無

原告が本件各使用貸借契約書の署名・押印時にその内容を全く認識していなかったと認めることはできず、かえって、原告が本件各使用貸借契約書の基本的な内容を認識した上で各使用貸借契約書に署名・押印した事実を優に認定することができる。

本件各使用貸借契約書の原告の署名・押印が真正なものであり、本件各使用貸借契約書が真正に成立したものと推定されるところ、この推定を覆す事情は見当たらない。

(2) 本件各土地の賃貸借に関する民 法上の法律関係

本件各使用貸借契約は成立したと認められるところ、使用貸借契約は対価を払わないで他人の物を借りて使用収益する契約であるから、乙又は丙は、平成26年2月以降、原告から、本件各土地の使用収益権を与えられたことになる。そして、乙又は丙は、本件各土地の使用収益権に基づき、第三者との間で賃貸借契約を締結し、本件各土地の賃借人から各駐車場収入を得ることになる。

(3)所得税法12条との関係

本件各土地の賃貸借に関する民法上 の法律関係を、所得税法12条の規定に 照らしてみると、乙又は丙は、「資産 又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者」に該当するというべきである。そして、乙又は丙は、賃貸人として各駐車場収入を得ることになり、実際にも、平成26年2月以降、乙又は丙の銀行口座に各駐車場収入が振り込まれており、各駐車場収入を収益として享受しているから、「単なる名義人であって、その収益を享受」しないということはできない。さらに、原告は、同月以降、各駐車場収入を収益として享受していないから、「その者以外の者がその収益を享受する場合」における「その者以外の者」に当たるということもできない。

したがって、本件において、所得税法12条の適用により、平成26年2月以降の各駐車場収入の帰属が原告にあるということはできないというべきである。すなわち、乙又は丙が原告所有の各土地を第三者に賃貸しており、原告と乙又は丙との間に各使用貸借契約が締結されている本件において、各使用貸借契約により原告から乙又は丙に各土地の使用収益権が与えられていることになるから、当該賃貸に係る賃料収入(各駐車場収入)は乙又は丙に帰属することになる。

Ⅱ.事業所得の帰属/飲食店事業に係る営業許可等の名義人

平28.11.15公表裁決 (全部取消し) J105-1-01

<事案の概要>

本件は、税務調査後、飲食店に係る 所得税及び消費税の期限後申告書を提 出した請求人が、飲食店に係る事業所 得は請求人に帰属しないなどとして更 正の請求をしたところ、原処分庁が、 更正をすべき理由がない旨の通知処分 を行ったことから、請求人がその全部 の取消しを求めた事案です。

請求人は、店舗で「ママ」と呼ばれていたGから店舗での事業の名義を3年間だけ請求人名義に変更して欲しいなどと依頼されてこれを引き受け、請求人名義で店舗の飲食店営業許可を取得し、その後、原処分庁に、個人事業

の開廃業等届出書及び所得税の青色申 告承認申請書も提出していました。

<国税不服審判所の判断>

-----草間

本件各年において、店舗の飲食店営業許可及び事業に係る各契約等の多くは請求人名義となっているが、これらは、Gの依頼に応じたものにすぎない。

そして、名義変更後も、Gは、事業 の資金管理を行い、事業から生じる利 益を自由に処分し、ホステス等従業員 の雇用及び労務管理を含めた事業の運 営を行っており、請求人とGとの間 で、Gが従業員の立場でホステス等従 業員の雇用及び労務管理を含めた事業 の運営を行う旨の特段の合意があった とは認められないことからすると、本 件事業の事業主は、Gであったと認め られる。

なお、当審判所の調査の結果によると、本件各年において、H社(Gが代表取締役となっている)が法人として事業活動を行っていた事実はないから、H社は本件事業の事業主体とはならず、また、請求人は、店舗での事業に出資しておらず、本件事業から労働の対価として給与を受けていたにすぎないのであるから、請求人は本件事業の従業員であったと認められる。

以上のことから、本件事業から生ずる収益及び事業に係る資産の譲渡等の対価を享受していたのは、Gであり、請求人は、本件事業から生ずる収益及び事業に係る資産の譲渡等の対価を享受していない。

本件所得税等各更正請求は、理由があって認められるべきものであるから、所得税等各通知処分は違法であり、いずれもその全部を取り消すべきである。

おわりに

TAINSで検索される場合は、〔細かい条件を指定して検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「実質所得者課税の原則」と入力ください。税区分の所得税にチェックを入れていただくと情報を絞り込むことができます。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ TEL 03 - 5496 - 1195

